

令和3年度 「地域の総合的な移動サービスのあり方検討調査業務委託」 受託候補者特定に係るプロポーザル実施要領

(趣旨)

第1条 「地域の総合的な移動サービスのあり方検討調査業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、募集要項、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・目的等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施体制
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 現場責任者が本業務に生かすことのできる過去の実績を有しているか。
 - (2) 担当技術者が本業務に生かすことのできる過去の実績を有しているか。
 - (3) 実施方針、体制が的確で、業務説明資料との整合が取れているか。
 - (4) 業務工程に妥当性があるか(具体的な業務項目の想定、業務の順序、業務間の関連など)。
 - (5) 公共交通に加え、地域の多様な輸送資源も活用し、持続可能な形で、本市の地域の中における交通や移動手段を確保していくための検討について、検討に必要な視点、検討内容が的確な提案であるか。
 - (6) ICT活用に関する移動サービスの創出やあらゆる世代への普及に向けた検討について、検討に必要な視点、検討内容が的確な提案であるか。
 - (7) 現時点で考えられる「既存移動サービスの改善あるいは新たな移動サービスの内容と、その事業スキームやビジネスモデル」及び「これらの実現に向けた課題とその対応」について、本市の特徴を踏まえた具体的な提案であるか、持続可能性のある提案であるか。
 - (8) 移動サービスを検討するうえで、供給側及び需要側の実態や状況を把握するための調査について、移動サービスの検討に向けて、論理的に設計されており、具体的な調査であるか、効率性・信頼性が考慮された提案であるか。
 - (9) 取り組み意欲が感じられるか。
 - (10) ワーク・ライフ・バランスに関する取組を進めているか。
- 2 プロポーザルの評価にあたっては、提案者に原則、対面でのヒアリングを行うものとする。ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響によっては、別途考慮するものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) ヒアリング
- (3) 評価の集計及び報告

2 評価委員会に委員長及び副委員長を置き、その他委員は次のとおりとする。

委員長 政策局総務課長

副委員長 政策局政策課担当課長

委員 政策局共創推進課長

こども青少年局企画調整課長

健康福祉局地域包括ケア推進課長

都市整備局都市交通課長

道路局企画課交通計画担当課長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

5 委員長は、評価結果を政策局第二入札参加資格審査・業者選定委員会（以下、選定委員会と言う）に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和3年5月7日から施行する。